

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	1 - 2
法令名	河川法	根拠条項	第 23 条		
許認可等	流水の占用の許可				
(根拠規定) 第 23 条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 (許認可等の基準) 河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成 13 年 4 月 27 日付け国河改第 36 号国土交通省河川局長通知) 河川法の施行について(昭和 40 年 3 月 29 日付け建発河第 58 号建設事務次官通達) 九 河川の使用及び河川に関する規制について (1) 水利使用について 新規水利使用と既存の河川使用との調和を図るため、水利調整の制度が新設されたので、この制度の趣旨を十分理解し、適切な処分を行なうことにより、水利使用秩序の維持に努めるとともに、水資源の合理的な利用と開発に資すること。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成 6 年 9 月 30 日付け建河政発第 52 号建設省河川局長通達) 五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について 1 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について (2) 第 23 条(流水の占用の許可)の審査基準について 河川の流水の占用の許可並びにこれに関する法第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可を行うことができるものであること。 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第 26 条第 1 項(工事物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(平成 6 年 9 月 30 日付け建設省河政発第 53 号・建設省河治発第 73 号・建設省河開発第 118 号・建設省河砂発第 50 号建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達) 一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について 1 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について (2) 第 23 条(河川の流水の占用の許可)関係 (1) 局長通達五 1(2)の 審査に当たっては、水利使用に係る事業計画の国民生活や産業活動への影響、国土開発、水資源開発、電源開発、土地改良等に関する国又は地方の計画との整合性、河川水以外の水源への代替可能性等を勘案し、総合的に判断すること。 (2) 局長通達五 1(2)の 審査に当たっては、以下の事項に留意すること。 水利使用に係る事業計画が、関係法令に基づく許可等を受けているか、又は受ける見込みが確実であり、かつ、当該水利使用の内容が関係法令による許可等に係る事業内容と整合が図られていること。 水利使用の申請者が、事業を遂行する能力及び信用を有すると客観的に判断される者であること。 水利使用の許可に係る取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであること。 他の水利使用、漁業等の調整がなされ、当該水利使用により損失を受けるおそれがある者が存する場合には、事前に当該水利使用についてその者の同意を得ておくことが望ましいこと。					